

地方独立行政法人法の改正に伴う評価制度の変更について

○ 概要

- 地方独立行政法人法の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）により、「評価委員会の役割の見直し」、「中期目標期間のみなし評価の策定」等が行われた。
（中期目標の策定者である設立団体の長が自ら法人の評価を行うことで、PDCAサイクルをより実効的なものにするため、設立団体の長と評価委員会の役割の見直し等）
- これにより、業績評価の主体が評価委員会から設立団体の長に変更となったこと等から、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価に係る基本方針と中期・事業年度の業務実績に係る評価要領の改正及びみなし評価要領の策定を行った（参考資料参照）。
- 上記方針及び各評価要領に規定することにより、評価委員会に対し、設立団体の長が作成した評価に対する意見を聴くこととしている。

○ 参考：業務実績評価関係に関する法改正の内容

	項目	現行法	改正法
①	中期目標の策定・変更 (地独法第 25 条)	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いた上で策定・変更	同左（変更なし）
②	中期計画の認可 (地独法第 26 条)	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いた上で認可	設立団体の長が認可
③	各事業年度の事業評価 (地独法第 28 条)	評価主体＝評価委員会	評価主体＝設立団体の長
④	中期目標期間終了時に 見込まれる業績評価 (地独法第 28 条)	—	【新規事項】 評価主体＝設立団体の長 (評価委員会の意見を聴いた上で実施)
⑤	中期目標期間終了時の 所要の措置を講ずる (地独法第 30 条)	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いた上で決定	同左（変更なし）